

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

議長より発言のお許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。大きく2点、今回質問させていただきます。

1点目、古川祭期間中の駐車場について、2点お尋ねいたします。

1点目、十分な駐車台数確保について。今年は祭りが土曜日、日曜日に重なり、一段と多い入り込み客数を記録しました。その中で、依然として駐車できず、周回する車両や駐車場入り口付近で駐車待ちの渋滞が発生しました。飛騨市や飛騨市観光協会において、臨時駐車場を用意し対応していますが、祭りが見られる町中心部からは距離がある駐車場もあり、市営駐車場や古川小学校臨時駐車場周辺では駐車を待つ車で混雑している状況にありました。一方、古川中学校や企業の提供する臨時駐車場の利用状況はどうか、利便の面を含めて検討課題はあるか、さらなる駐車台数確保のため、市の考えや取組についてお伺いします。

2点目、以前は若宮地内にあった事業所跡地を臨時駐車場にしていた時期があったと思われますが、近年は駐車場として供されていない様子であります。駅周辺には民間の有する空き地や駐車場があり、積極的に市は土地所有者に働きかけ、駐車場としての活用を模索したらどうかと思いますが、市のお考えをお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それではまず、1点目の駐車台数の確保についてお答えいたします。今年の古川祭は2日間で約6万人と大変多くの皆様にお越しいただきました。今年は土曜日、日曜日と重なることから、多くのお客様を予測し、バスや自家用車用の駐車場を昨年から1か所増となる7か所確保いたしました。また、祭り会場から距離がある古川中学校臨時駐車場につきましては、シャトルバスを運行いたしました。これら駐車場の利用状況につきましては、一番混雑が激しい4月19日の夕方から夜にかけての時間帯で、古川中学校臨時駐車場を除く駐車場は全て満車となりましたが、古川中学校は8割程度と、まだ余裕がある状況でした。こうした実績を踏まえ、市内、特に祭り会場に近い市街地での駐車場確保には限界があることから、今後はお客様に対し、ホームページなどを活用して公共交通機関の利用を積極的に働きかけるなどの検討を進めてまいります。なお、来年の古川祭は平日開催となるため、今年ほどの混雑はないものと見込んでおりますが、今年状況を詳細に分析し、お越しいただけるお客様の利便性確保に努めながら、古川祭の魅力を存分に楽しんでいただけるよう、駐車対策を含めた環境整備に努めてまいります。

次に、2点目の駅周辺の空き地や民間駐車場の活用についてお答えいたします。議員ご指摘の若宮地内の旧事業所跡地につきましては、以前は古川祭の臨時駐車場として活用していた時期がありましたが、近年は利用しておりません。その理由といたしましては、当該地が不整地であり、祭りで大変多くの車両が出入りする際に、飛び石などによる車両の損傷や来場者への危険が危惧されたためです。駐車場の確保に当たっては利便性はもちろんのこと、何よりもお客様の安全が確保できる場所でなければならないと考えております。古川祭のためにのみ、多額の費用をかけ

てその土地を整地するというのも現実的には難しいと考えております。そのため、今後は市街地において、臨時駐車場の条件を満たす場所を確保することが困難な状況であることも踏まえ、空きがある駐車場へスムーズな誘導方法など、混雑緩和に向けた検討を進めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

まず、1点目の質問にお答えいただきました。その中で公共交通への誘導を図っていくとありますけれども、便数も限られている中で、現状、自家用車を利用するお客さんや駐車できずに困っているという人が多い中で、なかなかそういった人を公共交通へ誘導していくというのは、現実的には限度があるかなと思うのですが、根本的に駐車台数を増やすという方向に動くというよりは、公共交通の利用に流動していくということによろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ほどお答えしましたように、現状の駐車場の台数で不足していて、止め切れないお客様が出ているという状況までには至っておりませんので、公共交通での来場が可能な方にはそれをお勧めすると同時に、繰り返しの答弁になりますけれども、行かれた駐車場がいっぱいだった場合の次の駐車場への誘導というものの方法についていろいろ検討して、スムーズに次の駐車場へ移動していただけるような策を考えてまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

自分も今年古川祭に行ったんですけれども、やはり駐車に困っている車を見かけたものですから、近所の臨時駐車場、市営駐車場、古川小学校の駐車場の様子を自家用車で見に行ったんですけれども、古川小学校のところで夕方午後6時前後ですね、駐車待ちの渋滞にはまってしまって、脇道から入ってくる車も立ち往生しているような状況で、交通整理が行われていなかったという状況を目にしましたので、管理者のほうに対策をしていただけるように関係機関のほうに連絡をさせていただいたという事情があるのですが、その後、時間をおいて再度行ったら、入り口で駐車誘導されている方が対応されたのか、その後、駐車待ちの車列はなくなっていたのですが、今後の対策として、空いている古川中学校ですとか、そちらのほうの駐車場への誘導を今後検討していくということなんですけれども、今の委託されている交通整理ですね、入り口と駐車場内にいらっしゃるかと思うんですけれども、今回発生したみたいに古川小学校から古川駅方面の道路が一時的にでも、短時間でも交通整理が行われていないと、駐車待ちの車で道路を塞いでしまうというような事例がありますので、その点については、今後、駐車交通整理員を増やすだとか、またその中で、空き駐車場の状況をドライバーに伝えていくなどできるのかなとは思いますが、その点は飛騨市観光協会のほうに一任をされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

古川祭のガードマンの対応ですとか、臨時のトイレですとか、そういったことに関しては飛騨市観光協会のほうに委託をしておりますけれども、事前の準備段階では、まちづくり観光課のほ

うとお客様の来場者数を想定しながら、打ち合わせを行った上で発注をしてもらっておりますので、今回の土曜日、日曜日の祭礼だったということが、たくさんのお客さんがいらっしゃった際の起こった事例として十分参考になると思いますので、そういったことも踏まえながら来年のガードマンの配置ですとか、それ以外に人を立てなくても誘導する看板だとか、紙を配るとか、いろいろな方法について検討して、来年の祭りに備えていきたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

今年は祭り開催日が土曜日、日曜日に重なるということで、事前に市のほうも対策を立てられていたということなんですけれども、現状、駐車できずに想定を超えた駐車台数にはなかったというような市のご認識だとは思いますが、実際去年でも、駐車できずに古川祭を見ることなくそのまま帰られたという人の話も聞きますし、現時点でスムーズには、満車で止めたい駐車場に止められないという状況にありましたので、先ほど駅周辺の事業所跡地、不整地で飛び石の危険性があつたりだとか、安全を確保できないというところで、何年か前から駐車場の打診は見送っているということなんですけれども、駅周辺には民間の事業に使うための整地された駐車場ですとか、そういったところがありますし、日中の駐車需要が終わった後に、夜間にはすいてくる、駐車場として役目を終えているような場所もありますので、そういったところにはお声掛けをして、4月19日のお祭りの夜間これからというときに止められるように何か協力できないかなとは思いますが、今回、不整地であまり利便性のよくないところの話もありましたけれども、それ以外の点で、それほど数は多くないんですけれども、50台、100台と積み増しできるような駐車場があると思われますが、積極的にそういった事業所に協力のお願いをするというのは考えていないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

交通規制などの関係もありますので、一概に空いているからといって、祭りのときの臨時駐車場にすることが適しているかどうかというような様々な関連性があると思いますので、そういったことも考え合わせた上で、皆さんに支障なくお使いいただけて、スムーズに案内できる場所であれば、また検討はしたいと思います。またいい場所があるようでしたら、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○1番（佐藤克成）

駐車場の問題については最後の質問になるんですけれども、気になった点として、古川小学校の教職員用の駐車場、今回飛騨市観光協会のほうで利用されないように立看板が立ってあったんですけれども、今回土日開催という点で教職員の方の利用がもともと予定されていない中で、そういった公有地の積極的な活用という面ではまだまだ改善の余地があったのかなと思うんですが、それも活用しなかったというのは、ガードマンだとか、管理者の人数の面でなかなかそこまで手が回らなかったということでしょうか。お分かりでしたら教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

古川小学校の職員駐車場を利用しなかった理由については承知をしておりますけれども、多分事前に学校側とも話をし、そういった処置を取ったと思われますので、何かしらの理由はあったと思います。当然何も支障がなければお借りいたしますし、それは民間の駐車場でも同じことですけれども、できるだけ近くにたくさんの台数を止められるに越したことはないんですが、先ほども申し上げましたが様々な要件が関わってまいりますので、そういったところで条件をクリアできるところを模索はしながら、しっかりと車を誘導できることについても注力をしたいと思います。

○1番（佐藤克成）

やはり近年古川祭に参加する人手の問題だとか、そういったものがありますけれども、毎年毎年自分も年々すてきだなと思うようになってきたんですけれども、自分も積極的に参加できる機会があれば参加していきたいなというような誇りのある、誇りの持てる祭りだと思いますので、やはり当事者の参加していらっしゃる方、外部から見に来ていただける数ですとか、遠方から来られてくださることが大変誇りにつながったりだとか、思い出、自信にもなっていると思いますので、なるべく多くの方に来場いただけるような環境整備というものを今後も続けていただきたいと思ひまして、質問させていただきました。

では、次の2点目の質問に移りたいと思います。2点目は農林業に対する助成について、2点お伺いいたします。

1点目、農機具の損害に対する支援について。農業保険法に基づき、農業共済制度を運営する岐阜県農業共済組合において、農機具損害共済の制度変更があり、保険収支の悪化から大きく2点の改変がありました。1点目、加入物件によっては従前の2倍を超える掛金の引上げ。2点目、製造から14年を経過する農機具の加入ができなくなるというものです。生産に係る資材の物価高騰の中、共済掛金の大幅な負担増、そして、万が一に備えて加入しておきたくても加入できなかった状況に、既に農業者からは懸念をする声が上がっています。こうしたことが離農に拍車をかけるようになると考えられます。こうした農業を取り巻く環境の変化に対して、今後市として何か対策を立てる考えがあるか、お伺いいたします。

2点目、補助事業の申請手続きについて。補助金は政策目的に沿ってお金を出すものである以上、事前に手順を踏む必要があるところ、補助事業によっては手順の見直し、簡素化、あるいは申請時に条件を満たささえすれば、事前に審査をすることなしに交付するような運用に改めることができるのではないかと考えます。例えば、中高年就農者水稻応援事業補助金の申請を考えたときに、複数の見積もりが必要だったり、事前に審査を経なければいけないなど、それなりに手間暇がかかるわけですが、場合によっては急遽機械の更新に迫られたり、後になって補助条件に合致するような例も考えられ、事前に審査をしておく時間的余裕がない人やそもそも自分は対象外とだと考え、申請を検討しなかった人にとっては、現在の手順を組むのは難しい面があります。複数の見積もりが必要な点に関しても、飛騨市内には農業協同組合以外には主な農機具店はありませんし、わざわざ高い値段で買いたい人はいませんから、各自がどこで買うかを合理的に判断するでしょうから、複数の見積もりを課すことによって、どの程度公費支出の厳格化が担保されるのかが不明です。今回補助事業の1つを取り上げましたが、営農計画や本人の意思確認が必要

になる、その他の補助制度とは異なるものについては簡素化や事前審査の省略ができる場合もあるのではと考え、市の考えをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

農林業に対する助成について、1点目の農機具の損害に対する支援についてお答えします。農機具損害共済は農業共済組合が提供している制度で、農機具が火災や自然災害、不慮の事故などで損害を受けた際に修理費用等を補償するものです。岐阜県農業共済組合ではこの制度を持続的に運営するために、令和6年10月に共済掛金を改定され、その際には負担が大きくなる加入者に対して個別に事情を説明されたと聞いております。議員のご指摘のとおり、農業生産資材や農業機械が高騰する中で共済掛金が値上がりしたことが、農業者の皆様には負担となっていることは理解しております。一方で、農業共済を含めた保険制度は、加入者が保険料または共済掛金を払って、必要になったときに給付を受けるという応益負担が原則と考えております。また、農機具は個別の財産であり、自然災害や市場変動のような外的要因による経営全体への影響を与えるのではなく、個人の事故や損傷が中心であることから、現時点では支援については考えておりません。市といたしましては、自然災害等へのセーフティーネットとなる農業共済の農業経営収入保険及び園芸施設共済に加入する認定新規就農者等について、飛騨市農業者セーフティーネット交付金を助成することで、農業者の経営安定化を支援してまいります。

2点目の補助事業の申請手続きについてお答えします。飛騨市が交付する補助金は、飛騨市補助金交付規則により運用しています。議員ご指摘の中高年就農者水稻応援事業補助金を例に手続きの流れを説明します。申請者が補助金交付申請書に補助事業計画書と補助事業収支予算書、複数の見積書と農業機械等のカタログを添付して市に提出します。市では、審査を行った後に補助金交付決定書を指令します。その後、当該補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に支出確認書類を添付して市に提出します。市では、事業の適合性、支出使途等について審査した後に補助金交付額確定通知書を通知し、補助事業者は確定額による補助金交付請求書を市に提出、補助金清算が行われます。当該補助金は、農業機械の導入にについて助成するもので、補助金交付申請の際に3社の見積書を提出いただいています。飛騨市内にあるJAひだや株式会社東海近畿クボタのほか、高山市内の業者等からの見積書もあります。複数の見積書を添付していただくのは価格の妥当性を確認するために行っているものです。また、申請者である補助事業者にとっても、見積書を複数取得することで、より安価で性能のよい機械を提供できる業者を選べるというメリットがあります。一方で、中古の農業機械などに関しては1社の見積書の提出でも可能とするよう、柔軟に対応しております。

次に、医療・介護・福祉分野の物品購入補助につきましては市民福祉部所管ですが、私のほうから併せてご説明します。補助の対象が、医療、介護サービス事業者の場合は、購入物品の選定に対して事前に金額や仕様等について審査や協議が行われておりますし、サービス利用者個人の場合でも利用の状況やニーズ、自己負担も考慮した物品がケアマネージャー等と相談しながら選定されるため、いずれも複数の見積もりは不要としております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の農機具の損害に対する支援について1つ確認なんですけれども、製造から14年を経過して保険の引受けができなくなった後に、事故が発生して買い換えざるを得ない。大幅な修理代金が発生するというような場合に、現状、修理費用を補助するとか、そういったことは今の補助メニューにはないかと思うんですが、これを買い換えるしかなくなったという場合に、現状、市の補助メニューの中で対応できるものはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

基本的に、そのまま更新というものは原則としてはございません。結局、これは補助金ですので、補助目的があるわけです。なので、例えば規模を拡大されるとか、新しい技術を導入されるとか、そういった場合の補助金、つまり未来への投資にかかるものが補助金となるのが一般的でございます。

○1番（佐藤克成）

更新の場合はなかなか補助できない、補助目的に合致しないということなんですけれども、営農者としてはそこで判断が迫られるわけなんですけれども、自費で更新をするか、そこでやめてしまうかということなんですけれども、市のほうで遊休農地、耕作放棄地の増加ということで、なるべく離農を防ぐという手段を検討、苦心をされていると思うんですけれども、そういった場合に食い止める方策としては、やはりそういった不慮の事故の場合の更新についても何かしらの助けが必要になってくると思うのですが、そこで営農者が離農をするとなってしまうように、何か市のほうで手助けが必要ではないかと思うのですが、そういった状況では市のほうで何かする必要があるという認識はお持ちでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これはどの産業もそうなんです、やっぱり更新に対して、要は公金を使うというのは、よほどの事情がないとなかなか難しいのではないかというふうに考えています。ただ、今農業が、非常に公益性が、特に土地利用型農業については今離農される方が非常に増えてきて、どなたも預かってくれないという現場の声もありますので、そこは、ただこの事業というわけではなくて、総合的に考えていきたいというふうには思っています。例えば具体的に言いますと、私も田植えとか、要は耕起をお願いしている方がもう80歳過ぎの方なんです。その方のトラクターが故障して、今の中老年就農者水稲応援事業補助金を適用できないかと相談を受けたのですが、実はこれも80歳を過ぎた場合だと受けられないとか、いろいろなケースがあるわけです。そこにどこまで政策的に何をどうするかというのは総合的に判断することになりますので、全く駄目というわけではなくて、公益性だとか、実情に応じて柔軟に政策を考えていきたいというふうに思っております。

○1番（佐藤克成）

野村農林部長が言われました米だったりだとか、農産物を作る、田畑を荒らさないというところについてはそれなりの公益性があると思われますし、そのように認識されているので安心するところなんですけれども、やはり市の財政が厳しい中で、今回、令和7年度も農林部所管の新規事業ということでふるさと納税を活用されたりだとか、金額はそんなに大きくはないんですけれども、市独自の新たな財源ということであれば柔軟に補助メニューをつくることも可能かなと思うんです。国だったり県の事業目的に沿った形で、有利な補助メニューを使って残った中で市独自で補助しているところもあると思うんですけれども、なかなか財源がない中で、そういった更新に手を回す余力がないのが大きな理由だとは思いますが、積極的に、農地を荒らさない、遊休農地にさせないというためには、更新できずに離農していく方々に手を差し伸べる必要も出てくるかと思うんですが、現状、農林部のほうではふるさと納税の活用方針というか、どの程度までだったらふるさと納税の活用ができるだとか、機械の更新、新たに補助メニューをつくって、そこにふるさと納税を充てるほどのふるさと納税の余力がないとか、そういったことはどういう状況なのか教えていただきますと助かります。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご質問の中で幾つかポイントがあって答弁をさせていただくと、まず土地利用型農業については、例えば今、米が上がったとしても、機械が相当上がったりとかしていますので、その点については国とか県のほうにも、こういった中山間地の農地保全の意味で機械導入は必要になるということは、常々要望はしておりますので、市はそこを補完するというような、できるだけ国の助成、県の助成を使って、そこを市が補完していくという流れであると思います。

ふるさと納税については財源に関することですので、私のほうで答えるべきものではないんですが、よくあるのはプロジェクト型とか、機械更新とはずれるかもしれませんが、例えば新しいワインとか、そういうものをやるときにクラウドファンディングみたいな形で、今新たなふるさと納税の仕組みもあったりしますので、我々だけではなくて、活用される方もそういうものをよく見ていただいたり、我々も伝えて、総合的に財源措置については、ふるさと納税に限らず、検討してうまくいくようには考えていきたいと思っています。

○1番（佐藤克成）

1点目に関して、最後の質問をさせていただくんですけれども、自分自身も農業に携わっております、常日頃から農林部との連携、営農上の相談をすることがよくございまして、市のほうでは市内の営農者、大きく3グループに分けられていると思います。これから飛騨市で新たに担い手になっていただく新規認定農業者、就農者ですとか、今まで認定農業者として活躍されている方、あとは兼業農家の方が大半だと思うんですが、その他の農業者ということで3つのカテゴリーに大別して市のほうで支援をされていると思うんですけれども、主要農家、事業を農業で立てている方については親密に農林部の補助ですとか、相談だとか、そういった話を持ち込みやすいんですけれども、傍らに兼業で農業をされている方というのはなかなかそこまで農林部とのコネクションというか、信頼関係といいますか、相談に行ったら相談に乗ってもらえるというよう

な環境がどこまであるのかというのは自分自身の想像でしかないんですけども、改良組合員の数だったり想像をすると農林部が対象とする人数というのは1,000人、2,000人近くにはなると思うんですけども、その中で相談に来られた際には、相談に乗れる体制がどこまでできているのか、相談体制についてお伺いしたいのですが、今そういった相談が持ち込まれた際はどのような対応をされているのか、どこまでの時間をかけて相談に乗れる体制にあるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

相談につきましては、今、「農業なんでも相談窓口」というところを部内に設けておりまして、様々な相談がございます。土地の利用のこととか、逆に規制のこと、それから補助事業に関する、あるいは農業の生産とかいろいろな指導に関すること、いろいろなことがありますので、そこは農林部の職員全体で、窓口に近い方が対応するんですが、私も含めて対応するように心がけております。

○1番（佐藤克成）

自慢ではないですけども、飛騨市で農業をしている身としては、他市町村と比較するのもあれなんですけども、飛騨市の農業政策というか、農業者に対するきめ細やかなフォローがいいと言われていまして、自分も気持ちよく飛騨市内で生産に携わらせていただいておりますので、今後ともそういった相談を持ち込まれた際は柔軟にといいますか、できないことはできないというところはあるかと思うんですが、貴重な人材ですので、相談体制をばっちりしいていただいて、乗っていただけると助かります。

2点目なんですけども、これは福祉分野の補助事業とは性質が異なるというところで、答弁を聞いた話ですと、簡素化というか、手順を大きく変えるというのはなかなか現状では難しいのかもしれないんですけども、1点目の質問で再質問をさせていただいたとおり、窓口に近い職員の方々に相談に乗っていただけるような体制にあるということを答弁いただきましたし、そのように自分も感じておりますので、補助の手順の在り方については既存のとおりやっていくのは仕方ないにしても、人的な窓口対応、そういったところをこれからもこれまでどおりきちんと対応していただければ、飛騨市の農業政策、農業支援のほうについても市民の方から理解が得られると思いますし、頼りに思ってもらえると思いますので、引き続き、今回農林部のことでしたけれども、そのほかの部局についても同様なんですけども、きめ細やかな対応というのを心がけていただければと思います。そういった点で今回質問させていただきました。

私の質問は以上になります。

〔1番 佐藤克成 着席〕